

# 第3回国会議員懇談会



# 共済の今日と未来を考える懇談会開催

## 「経過措置期限延長」など訴え

「共済の今日と未来を考える懇談会」は12月13日、東京都千代田区の参議院議員会館会議室で、「第3回国会議員懇談会」を開催した。「経過措置」の期限が08年3月31日と迫ってきていたことから、「経過措置期限の延長」を第一に訴えた。自民、民主、共産、日本新党、そうぞうの5党から、国会議員（4人）および秘書（11人）が出席。各地の懇談会メンバーや学者・研究者、弁護士なども含め合計で約50人が参加した。

会の冒頭では、共済研究会運営委員の相馬健次氏が「改正保険業法による共済規制問題」について解説。例えば「『適用除外』となるための三つの要件はの団体の構成員に保険への加入を主目的とした構成員がないことが明確である」とで、この基準に照らして考えれば「自主共済」を適用除外に指定すべきことは明白」と説明。「自主共済とは何か」「なぜ『自主共済』は『少額短期保険業者』になれないか」「一度壊された共済事業の回復は困難である」なども解説し、あらためて問題点を指摘。

相互間に極めて密接な関係があることが社会通念上明らかであること②保険引き受けを行う主体（保険者）と契約者の間に極めて密接な関係があることが社会通念上明らかである」とあること③団体の構成員に保険への加入を主目的とした構成員がないことが明確である」として、この基準に照らして考えれば「自主共済」を適用除外に指定すべきことは明白」と説明。「自主共済とは何か」「なぜ『自主共済』は『少額短期保険業者』になれないか」「一度壊された共済事業の回復は困難である」なども解説し、あらためて問題点を指摘。

各党の国会議員や秘書からは、「共助の世界が日本できちんと守られるよう努めたい」「超党派で力を尽くしたい」という声援があり、参加した各種団体は、これまでの取り組みや現状、今後の予定を報告した。

青山学院大学経済学部の本間照光教授は、自主共済の本質や歴史を改めて振り返り、「改正保険業法のもともとの趣旨は、無認可保険業者を規制することだったが、懸念された通りの状況になってしまった」として、この基準に照らして考えれば「自主共済」を適用除外に指定すべきことは明白」と説明。「自主共済とは何か」「なぜ『自主共済』は『少額短期保険業者』になれないか」「一度壊された共済事業の回復は困難である」なども解説し、あらためて問題点を指摘。

当団体は、国会議員に向けた要望書（新保険業法の「経過措置期限」の延長等を求める要望書）も配布。要望事項は、①差し迫った新保険業法の「経過措置」期間を直ちに延長する取り扱いを実現してください②自主的な共済を新保険業法の適用除外にしてください

連）、全国商工団体連合会（全商連）、全国保険医団体連合会（保団連）が会の歴史や現状などを説明し、「本来の自主共済の活動ができなくなっている団体は保険業は適用除外のはず」「まずは、経過措置の期限を何とかしてほしい」と訴えた。

当団体は、国会議員に向けた要望書（新保険業法の「経過措置期限」の延長等を求める要望書）も配布。要望事項は、①差し迫った新保険業法の「経過措置」期間を直ちに延長する取り扱いを実現してください②自主的な共済を新保険業法の適用除外にしてください

連）、全国商工団体連合会（全商連）、全国保険医団体連合会（保団連）が会の歴史や現状などを説明し、「本来の自主共済の活動ができなくなくなっている団体は保険業は適用除外のはず」「まずは、経過措置の期限を何とかしてほしい」と訴えた。